減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

減税による平成七年度の減収額、租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十一号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成七年度減税補填債」という。）、地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十三号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成八年度減税補填債」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十一年度の減収額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「改正前の特例交付金法」という。）第十三条の規定により平成十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十一年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十二年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十三年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十四年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減税補填債」という。）並びに改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地

減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額

減税による平成七年度の減収額、租税特別措置法第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収額及び地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成七年法律第四十一号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成七年度減税補填債」という。）、地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収額及び地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十三号）附則第三条の規定により算定した減収見込額（以下「平成八年度減税補填債」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号。以下「平成十一年度地方税法改正法」という。）による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十一年度の減収額並びに平成十一年度地方税法改正法による改正前の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る同年度の減収額として地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第十七号）附則第四条の規定により算定した減収見込額（以下「平成十年度減税補填債」という。）、平成十一年度地方税法改正法による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十一年度の減収額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八号）第八条による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「改正前の特例交付金法」という。）第十三条の規定により平成十一年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十一年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十二年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十二年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十三年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十四年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十四年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十五年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十五年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十六年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十六年度減税補填債」という。）、改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十七年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成十七年度減税補填債」という。）並びに改正前の特例交付金法第十三条の規定により平成十八年度において起こすことができることとされた地